

会 議 録

会議の名称	令和5年度第4回清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）評価策定委員会	
開催日時	令和6年1月22日（月）午後5時～	
開催場所	清瀬市役所 2階 市民協働ルーム	
出席者	江藤 勝利 小川 和夫 國眼 眞理子 田代 文子 中島 美知子 望月 正敏	遠藤 志のぶ 奥山 裕司 小滝 一幸 富田 幸子 前川 政美 山本 清子
欠席者	浅見 良子 島田 尚範	大島 千帆 下垣 光
次第	1 開会 2 議題 ・第3回評価策定委員会からの変更点について ・第9期介護保険事業計画 給付費の見込みについて 3 事務局からの連絡事項 4 閉会	
配布資料	・次第 ・第9期介護保険事業計画（案） ・第3回評価策定委員会の議事録	
次第 1. 開会	<p>【司会】</p> <p>ただいまより令和5年度第4回高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価策定委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日はご多用の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。</p> <p>まず、本日の資料の確認をさせていただきます。事前資料としまして、①本日の次第、②清瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）、③本計画の概要版、を先週、各委員の皆様へ送付させていただいております。今回も資料の発送が遅くなりまして申し訳ございませんでした。資料は、本日お持ちでなければ事務局にて用意しておりますので、挙手にてお知らせ願います。また机上配付資料としまして、④第9期介護保険事業計画 給付費の見込みについての資料を配布させていただいております。</p> <p>それでは次第に則って進めさせていただきます。</p> <p>本日は委員長が都合により欠席となっておりますため、司会を副委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>	

<p>次第</p> <p>2. 議題</p> <p>・第3回評価策定委員会からの変更点について</p>	<p>【副委員長】</p> <p>議題に従って策定委員会を進めていきたいと思ひます。</p> <p>まず、議題として第3回の評価策定委員会からの変更点について、報告をお願いいたします。</p> <p>【事務局】</p> <p>それでは、前回の策定委員会からの変更点について、ご説明いたします。</p> <p>まず、前回多くのご意見をいただきました用語の説明について、巻末の用語集だけでなく、説明を要すると思われる用語について、そのページ中、枠外に用語説明を追加いたしました。ただし、繰り返し出てくる用語につきましては、最初に出てきた部分にのみ説明を追記しております。</p> <p>また、「認知症基本法」につきましては、用語集ではなく、その目的や理念を具体的に記載しております。</p> <p>介護保険事業の円滑な推進の「事業者に対する支援及び連携」について、ハラスメント対策についての文を追加いたしました。</p> <p>また、第3回委員会後、改めて全体の確認をし、文言修正や文体の調整を行いました。</p> <p>ここまでの時点の原稿で、12月22日～今年1月15日を期間としたパブリックコメントを実施いたしました。また、パブリックコメントと同期間で本計画の説明動画を配信しました。</p> <p>パブリックコメントの結果としましては、市民の方からのご意見はございませんでした。</p> <p>パブリックコメントの実施期間中に、国より本計画期間中の介護報酬改定等の内容が発表されましたので、パブリックコメントと同時進行で法改正の影響額等を加味した介護給付費の見込み量の作成に進むことが出来ました。また、第3回委員会の時では（仮）と記載しておりました介護保険事業費の第1号被保険者の負担割合等についても（仮）を外しております。負担割合は第8期と同様、第1号被保者が23%、第2号被保者が27%となります。介護給付費の見込み及び介護保険料については後ほどご説明いたします。</p> <p>【副委員長】</p> <p>ありがとうございました。ただいま事務局から前回の委員会からの変更点の概要につきましてご説明いただいたわけですが、皆様の方からご質問等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。資料が届いたのが遅かったので、なかなか目を通しきれていない部分ももしかしたらあるかもしれませんが、皆様が前回ご発言されたところも踏まえても構いませんので、ご意見いただければと思ひます。</p> <p>【委員】</p> <p>概要版の3ページ、上から3番目、4つの基本目標を施策の大項目とし、関連する施策目標を中項目として位置づけていますというのは、下を見ると基本目</p>
---	--

標が大項目で、中項目は施策目標と書いてありますが、基本施策の誤りではないかと思えます。本文のほうを見ますと 28 ページの上から 2 行目をご覧くださいと、4 つの基本目標を施策の大項目とし、関連する基本施策を中項目と書いてあります。基本施策が正しいですか。

【事務局】

はい。修正させていただきます。申し訳ございません。

【委員】

細かいことでもよろしいでしょうか。まだ直せるんですか。

【事務局】

正直申し上げますと、中身の内容の大幅な修正については、なかなか難しいところではございます。

【委員】

表現の誤りぐらいは大丈夫ですか。それでしたら、本文の 34 ページ、コラムの一番上で、令和 3 年度上旬からと書いてありますが、文言的にはおかしい。「何月上旬」だったら分かるんですけど、「3 年度の上旬」という表現はないと思うので、直していただきたい。何月の上旬なのか、それとも上半期なのか。あと質問なんですけど、同じページの取組の内容に、「実際の活動、活動に当たってのポイント」は、実際の活動と活動に当たってのポイントという 2 つですか。それとも実際の活動に当たってのポイントなのか、この文言の解釈がわからない。「実際の活動」と「活動に当たってのポイント」ということでしょうか。

【事務局】

「実際の活動」と「活動に当たってのポイント」です。

【委員】

読んだ方が分かりにくい感じがしたんですが、そこはそういうことであるなら結構です。

もう一ついいですか。4 ページ目、図があるんですが、清瀬市高齢者保健福祉計画と関連計画と書かれていますが、これは国と県ですか、国と都ではないんですか。

【事務局】

都です。申し訳ございません。ここは修正させていただきます。改めて確認させていただきます。

【副委員長】

委員からご指摘ございました 4 ページの修正と、34 ページにつきましては、適切な表現に変更いただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。

【委員】

見せていただいてとても分かりやすく、まとめてよくできているし、用語

集もすごくいいと思います。追加できればしていただきたいのが、例えば「生活支援コーディネーター」とか、「地域包括支援センター」という言葉が分かりにくく、意外と知らない人が多いんです。ですからこれも説明用語集に説明はありますけれども、文章上初めて出てくるときは、他のものと同じように括弧でページ 80、81 としたり、下のほうで説明ができなければ、ページ 80、81 に載ってますという意味で、するほうが目に留まりやすいと思うんです。この二つはとっても大事なことで、読み飛ばさないようにしていただきたいと思います。23 ページの 3 の「いつまでも元気で介護を必要とせずに暮らす」という中で、6 行目に「生活支援コーディネーター」という言葉が、図以外では初めて出てくると思うんです。ここのところに括弧して、ページ 80 と入れていただいたらページ 80 を見るんじゃないかと思います。もう一つ 35 ページに初めて「地域包括支援センター」という言葉が文章上に出てくるので、そこも括弧して、ページ 81 というふうに両方とても大事だと思いますので、読み飛ばさないようにしていただいたら更に良いのではないかと思います。

【副委員長】

ありがとうございました。確かに地域包括支援センターや生活支援コーディネーターについて本当に名前が知れ渡っていないというのは痛感しているところがございます。もし今から追記でお願いできればということがございますが、よろしいでしょうか。

【事務局】

また改めて検討させていただきます。

【副委員長】

修正ができるかどうかにつきましては分からない点はございますけれども、皆様からご意見ございましたら、お聞きいたしまして、質問させていただいて事務局のほうにお任せしたいと思いますので、他の皆様いかがでしょうか。

【委員】

単純な誤字もありますし、一部はこれを入れた方がいいとか、そういう工夫なので、これは後でお渡ししますので採用した方がいいと思ったらやっただけだと思います。

例えば細かいこと言うと「抜けた」が漢字になってなかったり、「何か所」の「か」がひらがな、カタカナ、小さい「ケ」になっていたり、25 ページの課題の整理にあたって、基本計画における施策・基本目標の数字の 1-3 は一体どこを指してるのか分かりません。28 ページを見ると、これと連動してるはずなんです。そうすると、1-3 の書き方を 1- (3) と合わせるべきです。例えば、26、27 ページで基本理念は通常数字の 1 になっているんですが、ローマ数字の 1 とかにして、27 ページの (1) を普通の 1 にして、この表と連動してるのが分かるようにしないと、すごく良くなったのに、初めて見る人にとっては

分かりづらい。

それから、米印（※）に番号が振ってありますが、番号が振ってないところが1個あって、38ページの高齢者住宅の整備状況の表で「本市の整備計画はありませんが～」と書いてあるんですが、この中のどれかなのか全部のことですか。この米印（※）が一体どれを指してるのかが分からない。その下に米印（※）7があるので、米印（※）をアスタリスク（*）みたいに指し示すとか、そういう工夫をここに書いておきました。お渡し致します。

【副委員長】

ありがとうございます。数が多いみたいですので、事務局のほうにお渡しください。38ページの米印（※）の意図はどういうことですか。

【事務局】

こちらについては全て広域の施設になっておりまして、市が指定権限を持っていない施設になっております。これらを全部をまとめて「本市の整備計画はありません」と書いてるのですが、この米印（※）が分かりにくいということで、書き方を変えられる部分は変えていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

【副委員長】

ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでございましょうか。

【委員】

52ページから55ページの地域密着型サービスの整備計画について、令和6年度から令和8年度という形で整備の数字が入っていますが、55ページにしましては、【取組の方向性】で整備の予定がされてないということで、計画の中に令和6年度から令和8年度の数字が入ってないのかと思うんですけども、これを見ると現状維持なのかどうなのか全く数字が入ってないと、なくなると感じる方もいるのかなと思ひまして、できれば計画がないのであればそのまま令和6年度から8年度に関しても数字をそのまま入れといた方が良いと思ひました。

【副委員長】

ありがとうございます。質問につきましてご回答をお願いできますか。

【事務局】

こちらの空欄の部分につきましては、今後保険料の記載の際に数字を入れる予定がございしますので、まだこのような形で空欄になっております。

【副委員長】

全部は、まだ載せられなかったということでしょうか。そういった場合はおっしゃったように数字は必ず入りますし、本件に基づいて数字が入ってくるということよろしいですか。

ありがとうございます。他の皆様、いかがでしょうか。

一旦、次の項目に進ませていただきます。これもまた前回は振り返りまして質

	<p>疑をお受けしたいと思いますが、説明させてもらってもよろしいですか。</p>
<p>次第 2. 議題 ・ 第9期介護 保険事業計画 給付費の見込 みについて</p>	<p>【副委員長】 続きまして第9期の介護保険事業計画、給付費につきましてご説明をお願いできますでしょうか。</p> <p>【事務局】 第9期介護保険事業計画、給付費の見込みについてご説明いたします。本日配付しました、第9期介護保険事業計画給付費の見込みをご覧ください。地域包括ケア見える化システムの将来推計機能を使って、これまでの介護保険事業状況報告の数値に人口構成の変化や施策の実施といった影響の反映を行い、第9期介護保険事業計画給付費の見込みを算出しました。これまでの利用状況から、自然体での伸びが大きい事業は、介護予防サービス7番の介護予防通所リハビリテーション、14番の介護予防支援、介護サービス1番の訪問介護、3番の訪問看護、5番の居宅療養管理指導、8番の短期入所生活介護、9番の短期入所療養介護、10番の特定施設入居者生活介護、地域密着型サービス6番の看護小規模多機能型居宅介護、7番の地域密着型通所介護となります。また、制度改正の影響により伸びが大きくなっている事業は、介護予防サービス12番の介護予防特定福祉用具購入費、介護サービス12番の特定福祉用具購入費で、こちらはこれまで福祉用具のレンタルの対象だった一部の品目がレンタルと購入等、利用者が選べるようになるという改正が行われることから、福祉用具購入費の利用が増えることが見込まれることによるもの。</p> <p>また、施策反映の結果、伸びが大きい事業が令和7年度に整備を見込んでおります、地域密着型サービス1番の定期巡回随時対応型訪問介護看護、令和8年度に整備を見込んでいる、地域密着型サービス5番の認知症対応型共同生活介護、3番の小規模多機能型居宅介護、令和6年2月に開設予定の施設サービス3番の介護医療院となります。なお、介護予防支援、こちらは要支援者に対するケアプランの作成となりますが、第9期より、居宅介護支援事業所も行えるとの改正がされましたので、今後改正内容の確認が取れ次第、介護保険事業計画の文言を一部修正する予定です。給付費の3年間の合計は202億2,430万1,000円となります。第8期の計画値の合計は193億7,914万7,000円でしたので、前期計画からの伸び率は4.36%となります。給付費の見込みについては以上です。ありがとうございます。</p> <p>【副委員長】 ありがとうございます。これにつきましては今日開催している分科会のほうで案が出ていましたが、そちらではなくて決定的なものとして、よろしいでしょうか。今後の施設整備の動向なんかも踏まえまして、ご説明いただきました。こちらに関しましてご質問等ございますでしょうか。</p> <p>【委員】 67 ページの空欄の部分の表現というか、頂いた表が全部円単位でこっちは千</p>

円単位で。千円単位に上げますと、ゼロが変わってくるので。これ比較すると、例えば介護予防訪問看護なんていうのは、そちらと比べるとこの見通しは増えてますけど、これは令和3年度に2,298万1,000円だったのが、令和6年度に2,694万8,000円と大きく増えてますけど。

【事務局】

令和3年度の訪問看護でよろしいでしょうか、今お手元にある冊子のほうは、これは実績値が入っているんですけども、制度改正の影響で、令和4年度の訪問看護の数値が減っております。これは実際に請求があった実績値が入っております。令和5年度があいだに入りますので。

【委員】

それにしても2,200万、2,100万と来て令和5年は2,200万、2,300万だとしても、その翌年で2,694万円は増えすぎではないですか。

【事務局】

令和3年度の年報という1年間の実績値と令和4年度と令和5年度の月報という実績値を基にシステムを使って推計をされていて、令和5年の数字がまだ分からないので、空欄になっていますが、無理やり足しとかそういうことではないんです。システムのほうで算出している数字なので。数字で見ていくとおかしなところはあるかもしれませんが、利用率などを反映している結果こういう推計になっております。実際には400万円の伸びかと思うんですけども、給付費の単価が高いので、400万ぐらいはあるのかと思います。

【副委員長】

訪問介護の給付費は伸びてますよね。サービスの内容的なものとして増える見込みということなんでしょうか。

【事務局】

令和3年度から4年度で少し減ってしまったのは、たまたまりハビリテーション絡みの法改正があった関係で、大きく数字が下がったんですけども通常これは下がるようなサービスではありません。ここで下がった関係で、違和感があるかもしれないですが、これは法改正の影響かと思います。

【副委員長】

数字についてはデータのものを処理しなされて出てきた集計ということで制度の動向とかそれからあと実際ニーズの問題として少し違和感があるかもしれませんが推計であるということでしょうか。

【委員】

はい。結構です。

【委員】

今のところですが、地域密着型介護予防サービスは令和3年度も令和4年度もずっとゼロです。また令和6年度7年度8年度もゼロを予定してるわけですけども、これはここに記載する必要があるのですか。ずっとゼロが並んでるのは

どういふことですか。

【副委員長】

ありがとうございました。事務局のほうからご回答いただいてよろしいですか。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。こちらですけれども、これはこのサービスを使っている方が要支援認定になった場合に、数字が入ってくる事業です。なので当初の見込み実績がないので、見込みはゼロなんですけれども、事業としては、その利用されてる方は要支援認定を受けると、数字が出てくるものなので、この枠は今後も残していく予定です。

【副委員長】

要介護1と要支援2というのは微妙に動くところがございます、実績としてはなかったようですが、介護認定の更新のときに少し変わってしまうことがあります。そのときにそういうことがあるというところでしょうか。

地域密着型サービスは令和6年度、7年度、8年度から少し増えて、新たな事業のサービスが始まることを想定して費用が増えているということですが、ここは確定しているんですか。

【事務局】

計画に載せているので、どこかに計画値を載せないといけないのですが、今後の介護人材の定着とかを見ながら、次年度以降、予算要求として計画していきたい。

【副委員長】

その他、いかがでしょうか。

それでは介護給付費に続き、保険料についてお願いいたします。

【事務局】

保険料の件につきまして、ご説明をさせていただきます。

先ほど事務局から説明させていただきました介護給付等に基づいて計算する、第9期期間中の保険料についてご説明いたします。

保険料の負担割合につきましては、先ほど申し上げましたとおり1号被保険者が23%、2号被保険者が27%の費用を負担する形になっております。

今回の法改正では、物価高騰等への対策として、国から低所得者保険料に配慮した保険料率及び、多段階化した保険料段階が示されました。当市に於いては従前より、所得段階を18段階としており、低所得者の方は出来るだけ少ない保険料、所得の多い方には多くの保険料をご負担いただく方法をとってまいりましたので、所得段階及び保険料率については第8期から据え置くことといたしました。

今回送付させていただきました計画案に据え置いた所得段階と保険料率を記載させていただいております。

いと思ひまして、例えば全国平均で1人当たりどのぐらいの事業所があるのかと出てるのであれば、「低くもなく」という言い方よりも、〇.〇事業所で全国平均がなに、等の言い方のほうが良いと感じました。

【副委員長】

確かにこの61ページにつきまして若干唐突感があったと思うんですがその辺の説明とあとは表示についてももう少し根拠となる数字が出せるのかどうかその辺についてご意見よろしいですか。

【事務局】

少し唐突感があるところなんですけれども、こちらは保険者のほうで計画の中に入れておかないといけない決まりがあるものがありまして、そこで記載をしているものになります。これはリハビリテーションの内容というよりは、提供体制のための目標を設定するというような趣旨のものになっていまして、ただ目標を決めただけだとあまり効果的なものにはならないので、できれば市内のリハビリテーションの団体さんとお話をしながらどういうふうにしていくか細かいところを第9期になりましたら、詰めていきたいなというふうに思っています。リハビリテーションの1人当たりの給付月額とかそういった細かいデータも見える化システムというシステムの中でいろいろ資料が作れるようになっていきますので、出来れば第9期に入って、団体さんとそういう数字を見ながら清瀬の高齢者にとってどういうリハビリがいいとか、そういったことを相談していきたいと思っているところなんです。ただここにあまりカチッと入れてしまうと、今度はそれに引っ張られて、皆様のご意見を伺いながらこの部分を進めていくことが難しいので、まずはそうした目標をここに入れさせていただいて、第9期になりましたら、力を入れていきたいと思っております。

【副委員長】

ありがとうございます。まず入ってることにつきましては、よろしいでしょうか。

【委員】

数字を入れて欲しいということではなくて、現状がこうだから目標っていう流れになると思うんですけど、現状の提供体制がどうなっているのかが、この文章だと分かりにくいと思って、今後の方向性はお聞きしてるので。

【事務局】

現状なんですけどリハビリだけここに入れると他のサービスが今度どうなるのかという話もありまして、この計画書の数値のところ提供、利用者数とかは入ってきております。そこでざっくりな現状は、分かるかと思うんですけども、専門の方たちとはもう少し細かい部分を詰めていきたいと考えております。ただし、それをここに入れるのは難しいかなというふうに考えております。

【副委員長】

ありがとうございます。説明がございましたけども、いかがでございましょう

か。

【委員】

入れる入れないはそれでいいんですけども数字がカチッと入れないのはそれでいいんですけども。

【副委員長】

大丈夫ですか。ありがとうございます。他いかがでしょうか。今日ご発言いただいてない方も選定委員の皆様もいらっしゃいますので、是非ご意見ございましたらお聞かせ頂けたらと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

介護保険料の 6400 円くらいということでしたが、所得段階別の保険料がそれぞれどれくらいなのか、第 1 段階がいくら、第 2 段階がいくら、と全部でなくてよいのですが、教えてほしいです。

【副委員長】

まずは 6,400 円というのがどういう数字なのかということをご説明いただいてもよろしいですか。

【事務局】

給付費の全体の計算の方法としまして、今回の計画の 71 ページにて説明させていただいておりますが、3 年間の介護給付費、地域支援事業費を足したものを第 1 号被保険者の負担割合である 23%で割り込んで、それを 3 年間の第 1 号被保険者の数で割り込んだもの。それで年間の必要な金額が出ますので、それをさらに割る 12 にしたものが月額保険料と 6,400 円までと言ったものっていうのはそういった計算で、算出がされます。6,400 円が標準の月額になりますので、基準額×12 が年間の保険料になり、第 5 段階の方については標準月額が 6,400 円でしたら、7 万 6,800 円というような数字になります。それに対して第 1 段階の方については、基準額×0.25 でございますので、1 万 9,200 円というような計算になります。

【副委員長】

ありがとうございます。そのような計算の式が分かりましたので、だいたいの段階がいくらになるかというのはお察しいただけるかと思いますが、よろしいでしょうか？ありがとうございます。

まだご発言いただいていない委員さん何かございますか。

【委員】

かかりつけの病院とか薬局とかを作っておくことも大切ということだが、いつも健康診断ぐらいしか行ってない。救急車を見るとなかなか発車しないで 30 分 40 分もいることがあります。そういうのもかかりつけの病院がないから探しているのでしょうか。それともかかりつけ医があっても入れてもらえないのか、そこが心配なんですけど。

【委員】

なかなか患者さんにあった受け入れ先が決まらないという問題で、救急車の中で3時間も4時間も待機しているということですね。患者さんによって色々な条件があり、病名症状と受け入れ先もその病状を受け入れられるか検討しなければいけない。専門性と対応能力がなければ受け入れると言えないので。

【委員】

ということは、かかりつけの病院でなくても、結局・・・。

【委員】

かかりつけがあると、かかりつけの医師がその患者さんに対して、できる限り対応します。ですが、時には対応してもうまくいかないこともあります。この病院はいかがかとか、私なんかも10件ぐらい電話して、全部駄目だってことがありますよ。しかしそういう中でも、かかりつけがあって電話すればうまくいく場合も多くあります。かかりつけ医師のほうが、その病人さんのことをよくわかっているので、病院や救急隊にも説明しやすく、連絡先に受け入れられやすいと思います。かかりつけ医師たちは、日頃からの医療連携で緊急事に受け入れてもらえるように日々努力しているのです。そういう意味では、かかりつけの先生を通して救急対応をなされたほうが良いと思います。

【副委員長】

医療と介護の連携ということが非常に大きなテーマになっておりますのでこういった問題もそうですけれども、市全体の施策としても、医療社会連携を進めていこうというところになっているようだと思います。

【委員】

委員も言われた通り、すごく分かりやすく出来ていると思っておりました。私たちとしても、計画書をみんなに手に取ってもらいたく、どういう風に広めていけたらいいかと、計画が出来た後のことを考えていたんですけど、せっかく分かりやすいいいものが出来たので、出来ましたら広める取組を考えてほしい。

【副委員長】

ありがとうございます。

【委員】

既にいくつか出ているご意見と重複しますが、下に注を付けていただいたことで、その場で用語の確認ができるので、素晴らしいと思います。細かい用語の指摘で申し訳ないですけど、19ページの1行目、「約8割の方が何らかの病気または後遺症」となっていますが、「の」が入った方がいい。「何らかの病気」と。32ページの上から6行目の後半のほうなんですけど、「オレンジハウスではサロンを当事者が自らの役割をもって参加するなど」というのは、前回の資料を見たんですけど、「サロンを」のあとに「、」が打ってあって入っていた文章を削除するときに「を」だけ残っちゃったんじゃないかと。「サロンに」だったら

	<p>意味の通りがいいかなと感じました。</p> <p>【副委員長】 意見ご指摘ありがとうございます。こちらは事務局のほうで確認いただきまして、修正可能と思われる内容だと思しますので、ご確認のほうよろしく願いいたします。</p> <p>【委員】 皆さんが用語集の事でおっしゃってたんですけど、22ページの「(1) 住み慣れた地域で安心して暮らす」というところで、「訪問型サービスB」というのを初めて見た文章で、用語集をめくったらちゃんと書いていたので、分かりやすくていいなと思いました。</p> <p>【副委員長】 委員会の委員の皆さんからのご意見をいただきまして誠にありがとうございます。では今順番にいただきましたご意見を可能な限り修正と追加して出てまいりました最終的な修正につきましては、事務局のほうにお任せしたいと思っています。今日の参加の皆様から、一言ずつご意見を頂戴しておりますが、加えてまた皆様のほうからご意見はございますでしょうか。 それでは、保険料に関しましては来週の答申までという話がございましたけれども、保険料に関して事務局から何か補足がございますか。</p> <p>【事務局】 保険料につきましては、現段階でお示しできてない部分があり、大変申し訳ないんですけども、この後、また委員会を開いて皆さんにお伺いをしてということはスケジュール的にも非常に難しいところがございますので、保険料の標準月額につきましては、委員長・副委員長に委員の皆様からご一任をいただくような形で、委員長・副委員長と調整をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>【副委員長】 委員長・副委員長に保険料のほうは一任でよいか、というお話でございましたが、ご一任いただけるということでよろしいでしょうか。</p> <p>【委員】 異議なし</p> <p>【副委員長】 ありがとうございます。委員としては、一任で了承していただきました。本日の議題につきましては、全て終了となりました。もしこのまま皆様からご意見がございましたら、進行を事務局にお返ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>【事務局】 副委員長、どうもありがとうございました。</p>

<p>次第 3. 事務局からの連絡事項</p>	<p>【事務局】 続きまして、事務局より連絡事項でございます。 令和4年度よりご意見いただいて参りました清瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定についての検討は今委員会をもって終了となります。この後、本日いただきましたご意見を踏まえ、また介護保険料の最終調整をしたのちに来週、29日に市長に対しての答申を予定しております。また、本計画の製本、完成版につきましては、3月の納品を予定しておりますので、納品され次第、各委員の皆様へ発送させていただきますので、ぜひ完成版をご覧くださいと思います。</p> <p>また、来年度ではございますが、次回の評価策定委員会の皆さまの任期は令和6年度までとなっております。次回委員会は令和5年度の事業評価が主な内容となりますが、日程については現在未定となっております。また決まり次第、ご連絡させていただきますので、ぜひご出席いただければと思います。連絡事項については以上でございます。</p>
<p>次第 4. 閉会</p>	<p>【事務局】 以上で、本日予定していた議事は全て終了となります。 これにて、令和5年度第4回評価策定委員会を閉会いたします。本日はご出席いただきまして、どうもありがとうございました。</p>